

はじめに

近年、感染症を取り巻く環境は大きく変化しており、平成26年は、海外ではエボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）の発生が注目され、国内ではデング熱が約70年ぶりに国内発生するなど、感染症に対する危機管理体制を強化する必要性が益々増してきております。

京都市では、平成11年4月に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、市内医療機関からの感染症に関する情報を市内保健センターを通じて提供を受け、そのデータを国に送るとともに、データ解析をした結果を週報、月報等により保健センター、京都府医師会、及び教育委員会等に提供しています。また、市民の方々向けに、感染症情報をホームページにも掲載しております。

平成26年の改正により、4月に「鳥インフルエンザ（H7N9）」が指定感染症としての指定が1年延長され、7月に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）」が指定感染症に定められました。また、9月に「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」及び「播種性クリプトコックス症」が五類感染症（全数把握対象疾患）に定められ、「水痘（患者が入院を要すると認められたものに限る。）」及び「薬剤耐性アシネトバクター感染症」が全数把握対象疾患になりました。

平成26年は、RSウイルス感染症が秋から大流行し、報告数は定点把握疾患が指定されて以降、最も多く、また、咽頭結膜熱やA群溶血性レンサ球菌咽頭炎についての報告も多くありました。また、インフルエンザも昨年に引き続き、定点当たりの報告数が警報レベルの「30」を上回る流行になり、平成26年の流行シーズン入りは3週間早い時期になりました。

このたび作成しました、平成26年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書を、今後の公衆衛生行政及び感染症予防対策の参考として御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、本報告書の作成にあたり、御協力いただきました京都府医師会、指定届出機関及び感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年11月

京都市保健福祉局